

社会にフォーカス

Vol. 5

「竹島の日」制定から15年

島根県は、竹島（島根県隠岐の島町）を日本固有の領土と訴えるため県条例で2月22日を「竹島の日」と定め、2020年で記念式典は15回目を迎えました。いまだに竹島が日韓いずれの国に属するのかという領土問題は、未解決の状態が続いています。

テレビのニュースや新聞記事で近隣諸国との領土問題が話題になると、多くの人々が、我が国「領土」や「国境」を、いつになく意識するのではないかでしょうか。

『中学校学習指導要領 社会』では、地理的分野の大項目「世界と日本の地域構成」において、「我が国の領域をめぐる問題取り上げるようにすること」と示しています。そして、『中学校学習指導要領解説社会編』では、領土・領域をめぐる問題に関する指導について、次のように解説しています。

竹島や北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）について、それぞれの位置と範囲を確認するとともに、我が国の固有の領土であるが、それぞれ現在韓国とロシア連邦によって不法に占拠されているため、竹島については韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること、北方領土についてはロシア連邦にその返還を求めていること、これらの領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることをなどについて的確に扱い、我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である。また、「尖閣諸島については（中略）解決すべき領有権の問題は存在していないこと、我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることを、その位置や範囲とともに理解することが必要である。

（下線は筆者）

「社会にフォーカス」では、今後数回に渡って、領土・領域に視点を当てて紹介していきたいと思います。今回は、日本の「国境」について紹介します。



■□■ 日本の国境 ■□■

日本は、周囲を海に囲まれた島国であるため、国境は海上にあります。海岸から12海里（約22km）の地点です。これは、1982年に結ばれた国連海洋法条約に基づいています。国境が海上にあることが、我が国の海洋国家としての「領域の特色」です。（「領域」とは、領土及び領海、領空から成り立っています。）

また、日本の領土は、1951年の独立時に結んだサンフランシスコ平和条約に基づいています。このように、国際社会においては、その国が関わった直近の戦争後に国家間で結んだ条約が、領土画定の基準となっている場合もあります。

『中学校学習指導要領解説 社会編』では、国境や領土について指導する際の大切なポイントを、次のように示しています。

我が国は四面環海の国土であるため直接他国と陸地を接していないことに着目し、国境がもつ意味について歴史的経緯を踏まえて考えさせたり、我が国が国際法に則り正当に主張している立場に基づいて、当面する領土問題や海洋、海底資源の管理を含む経済水域の問題などに着目したりすることも大切である。（下線は筆者）



次回の「社会にフォーカス」では、様々な国境線について紹介します！